

令和4年第3回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年3月9日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年3月23日
4. 出席農業委員 17名
- | | | | |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 20名
- | | | | |
|-----------------------|----------------------|----------------------|------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々木 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市藏 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 4名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況確認証明願いについて
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 専決処分の報告について

10. 議 事

- 議 長 只今から、令和4年第3回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午前10時45分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員17名、推進委員20名で定足数に達しております。
ます。よって令和4年第3回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
- 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますの

で、1番、佐藤易廣委員、2番、柳沼正治委員、以上2名を指名いたします。
また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。
〇〇さんは、トラクター、軽トラックなどの農業機械を所有し、家族で年間170日農業に従事しており、許可後の耕作面積は104aです。通作距離は、自宅から車で15分ほどです。

2番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、贈与による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、軽トラック、耕運機などの農業機械を所有しており、家族で年間630日農業に従事し、許可後の耕作面積は、161aです。通作距離は、自宅から車で4分であります。

3番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇さんは、管理機などの農業機械を所有し、夫婦で年間150日農業に従事しており、許可後の耕作面積は71aです。通作距離は、自宅から5分ほどです。

4番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植え機などの農業機械を所有しており、年間150日農業に従事し、許可後の耕作面積は、156aです。通作距離は、自宅から車で25分であります。

5番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇さんは、トラクター、噴霧機、軽トラックなどの農業機械を所有し、家族で年間650日農業に従事しており、許可後の耕作面積は152aです。通作距離は、自宅から5分ほどです。

6番は、〇〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、コンバイン、乾燥機、田植え機

などの農業機械を所有しており、夫婦で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は、84aです。通作距離は、自宅から200mほどであります。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の30a、それ以外の地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離、を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、12番、吉田浩重調査員お願いいたします。

12番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

〇〇さんとは自宅で、〇〇さんとは現場でお話をさせていただきました。〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場築予定地の道路を挟んで向かい側の畑になります。周囲は果樹園に囲まれ、きちんと保全管理されております。続きまして、〇〇〇〇は、旧国道、瀬上との境に架かる橋の右側のたもとになります。伊達町時代に使っておりました、水道の水源地のすぐ隣になります。こちらも綺麗に整備されておりました。譲渡人の〇〇さんは、80代後半、高齢になりまして、自分で農業ができなくなり、耕作していただける方を探しておりました。そうしたところ、譲受人の〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇には柿、〇〇〇〇〇〇には柿と野菜をこれから作っていききたいとの事で、話がまとまったようです。見たところ、これまでもきちんと耕作されてきた土地ですし、これからもきちんと耕作していただけるものと見て参りました。許可相当と判断して参りました。皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、21番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

3月11日に〇〇さんとは電話で、〇〇さんとは現地で話を伺いました。〇〇さんは、現在〇〇〇〇に住んでいまして、こちらの畑を相続により所有していたのですが、今回、宅地と農地を全部売却する事になったそうです。しかし、申請農地は宅地にくっついて少し残った土地であり、隣接地を耕作する〇〇さんにお譲りしたいと話を持ち掛けた所、まとまったようです。〇〇さんの息子さんも2年前から農業を始め、後継者として農業に励んでおります。〇〇さん自身も、これから経営拡大していきたいとの事ですので、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

3月12日に〇〇さんとは電話で、〇〇さんとは直接お会いして話を伺いました。〇〇さんは、〇〇さんの姉の夫でありまして、親戚関係にあります。現地は遺産相続により〇〇さん名義になっておりますが、〇〇〇〇に住んでおりますゆえに利用できないとの事で、それならば今のうちに整理しようと言う話になり、親戚間で所有権移転がまとまったようです。申請農地は、〇〇さんが元々保全管理しており、問題の無い案件であります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番と5番の案件について、41番、津田茂調査員、お願いいたします。

41番委員 議案第1号の4番と5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

まず4番の案件ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんとは、3月13日朝9時頃、譲受人の〇〇〇〇さんとは、3月13日の夜に、いずれも電話にてお話を伺いました。申請農地は、元々、〇〇さんの夫の父親が耕作していたのですが、高齢となり施設に入所してからは、荒れ地状態となっておりました。数年前に夫の父が亡くなり、程なくして夫も亡くなってしまい、〇〇さん自身も息子さん達も農家では無いため、土地の処分について困っていた所、知り合いを通じて、農地を探していた〇〇さんを紹介されました。〇〇さんに、母屋、田畑をまとめて譲るとの話がまとまりましたとのことです。譲受人の〇〇さんにつきましては、精力的に農業に取り組む女性でして、申請農地には将来的に柿、プラム、イチジクを植栽したいとの事でした。特に問題の無い案件と見て参りましたので、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

続きまして5番の案件でございますけれども、〇〇さんの申請農地の隣接地に、譲受人の〇〇〇〇さんの柿畑がありますが、申請農地を通らないと、通作できない場所にあるとの事です。他の人に購入されるよりは、〇〇さんが購入したいとの事で、話がまとまった次第でございます。何ら問題の無い案件と見て参りましたので、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、13番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

13番委員 議案第1号の6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

譲受人の〇〇〇〇さんとは、3月14日、直接会ってお話を伺いました。譲渡人の〇〇〇〇さんとは、3月13日に電話でお話を伺っております。この土地は、県道浪江国見線付近、中川の高台の下にあります。〇〇〇さんのお父さんが生

前、〇〇〇〇さんに何か作ってほしいと依頼し耕作してもらっていた土地で、大分前から、〇〇さんが管理しているそうです。今回、〇〇〇さんが農家を廃業するため、畑を買ってもらいたいと話を持ち掛けた所、〇〇さんがそのまま野菜を作っていくとの事で、話がまとまったそうです。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入りますが、議案第1号の5番については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第1号の5番の案件を最後に審議することにし、それ以外の5件の案件について、先に審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより審議に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件を除く5件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件を除く5件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件を除く5件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議長 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議長 これより、質疑に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の、5番の案件について、採決いたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議 長 次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、１番と２番と３番の案件については、３０アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

説明を農地係長より申し上げます。

1 番については、〇〇〇〇土地区画整理事業区域内における住宅建設のための作業員等駐車場及び休憩所、仮設現場事務所のための一時転用です。賃借権の設定2年です。農地区分は、農用地区域であるための農用地となります。農用地であっても一時転用は可能であるため転用可能と判断しました。

3番については、ソーラー発電施設のための転用であります。所有権の移転売買です。農地区分は、農地が10ha以上連たんしていないため第2種農地と判断しました。第2種農地は、他に替わることができないものは転用可能であるため、転用可能と判断しました。本案件は、町内会等から同意を得ており、他土地も検討した上で、本申請地が適地であることから、転用可能と判断しました。

４番については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇駐車場への転用であります。賃借権の設定２０年です。農地区分は、１０ｈａ以上農地が連たんしているため第１種農地となります。第１種農地であっても既存施設の２分の１を超えない面積の拡張は可能であるため、転用可能と判断しました。以上、４件とも転用許可、可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお

願います。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。3月16日、午後1時30分に、伊達市役所集合で、清野会長、浦山委員、柳沼委員、私、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。今回の申請は、仮設現場事務所とその駐車場敷地への転用であります。2年間の一時転用であります。周辺農地へ悪影響を及ぼさないよう、使用いただきたいと思っております。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第2号の2番の案件について報告いたします。

3月16日、午後1時30分に、伊達市役所集合で、清野会長、佐藤委員、柳沼委員、私、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。申請地は、旧保原町時代より、企業誘致を地域で色々と検討していたが中々まとまらず、半分耕作放棄地となっていた現場であります。今回、話がまとまったようです。場所は県道福島保原線沿いの上保原正地内地区で、〇〇〇〇〇〇〇と道路を挟んだ北側の農地です。大部分が田んぼであります。水路、進入路も未整備で狭く、周辺が住宅地であるため、耕作環境としては少々難しい土地であります。今回店舗を計画するとの事で、県道にも接している事から、やむを得ないのかな、と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の3番の案件について、6番、菅野照調査員の調査報告を事務局にて代読をお願いいたします。

農地係長 本日、現地調査員の菅野照調査員が欠席でありますので、私の方から、菅野調査員の調査結果を代読いたします。3月16日午前10時に霊山総合支所集合で、大武委員、大橋委員、八島委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。今回の申請は、太陽光パネル設置のための転用です。場所は霊山町山戸田地内、115号線から少し入った高台にある畑です。近隣農地への悪影響も無く、排水も土側溝に排水するとの事で、問題無いものと見て参りました。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の4番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

3月16日、午前10時に霊山総合支所集合で、菅野委員、大橋委員、八島委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。本件は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇駐車場のための転用申請です。場所は〇〇〇から、高速道路を挟んだ反対側です。周囲の農地への影響も無く、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

審議に入る前に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」のうち４番の案件について、議長の私が当事者となっておりますので、議案第２号の審議については、議長を交代し、会長職務代理者を議長として審議したいと思います。ご異議ございませんか。

議長 委員全員の賛成があり、「異議なし」と認めます。 よって、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の案件を除く1番から3番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の

議 場 （議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議 長 これより、審議に入ります。議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の４番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、これより、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の、４番の案件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員（多数）の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の案件については、原案のとおり、「許可決定」といたします。それでは、ここで、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 (〇〇〇〇委員入場、〇〇番委員席に着席)

議 長 議案第２号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の案件については、すべて終了いたしましたので、ここで議長を交代いたします。ありがとうございました。

議 場 （職務代理が 18 番委員席に移動、会長が議長席に移動）

議 長 次に、議案第 3 号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 3 号朗読説明）
説明を農地係長より申し上げます。

農地係長　議案第３号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。
１番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、昭和６０年頃より桑畑を耕作せず山林化しております。

以上、証明を付すのもやむを得ないと判断し、受理いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長　この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 3 号の 1 番の案件について、1 3 番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

1 3 番委員 議案第 3 号の 1 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。3 月 1 6 日午前 1 0 時に靈山総合支所集合で、大武委員、菅野委員、

八島委員、私と、事務局３名の計７名で現地を確認して参りました。申請地は、赤坂公園から１００メートル程霊山側に行った所の、保原と霊山の境にあります。かつては、桑畑であり、願出人のお父さんが養蚕をやっておりましたが、養蚕を廃業し、昭和６０年頃より放置状態となりました。現在は杉の木が大木となり、山林化しております。原状復旧は難しいと思われ、承認もやむを得ないと判断して参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議長 議案第３号「現況確認証明願いについて」の１件の案件について質疑を許します。

議長 議長 質疑ございませんか。

議長 議長 「異議なし」の声。

議長 議長 それでは「異議なし」と認め、議案第３号「現況確認証明願いについて」の１件の案件について採決いたします。

議長 議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 議長 （委員挙手全員）

議長 議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第３号「現況確認証明願いについて」の１件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 議長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第４号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。

議長 議長 ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。１３ページ令和４年３月２８日公告分の２３番の案件について、３４番、八城智広調査員の調査報告を、事務局にて代読お願いいたします。

庶務係長 本日、現地調査員の八城調査員が欠席でありますので、私の方から、八城調査員の調査結果を代読いたします。

３月１３日、貸付人・借受人双方に電話確認を行いました。貸付人の〇〇さんとは電話が繋がらずお話を伺えませんでした。借受人の〇〇さんとは電話でお話しを伺う事ができました。〇〇さんの畑はこれまで、別の方に耕作して

もらっていたのですが、その方が耕作できなくなった事から、地元にいる〇〇さんの親類の方より、隣でモモを作っている〇〇さんに話があり、借りることになったようです。現地を確認したところ、今は何も作付けされておりませんが、今後はモモを植えて、経営拡大する予定との事で、何ら問題無い案件と見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。14ページ令和4年3月28日公告分の26番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 ご報告申し上げます。3月13日に貸付人の〇〇さんとは電話で、借受人の〇〇〇さんとは現地圃場でお話を伺いました。〇〇さんは旦那さんを亡くされ、農地管理が出来ないとの事で親戚に当たる〇〇〇さんに相談したところ、借りても良いとの話になったそうです。申請地はすぐに桃を植えられる状態にありますので、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第4号の案件については、〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっております。対象となる案件は、賃借権設定に係る38番の1件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。当事者分の賃借権設定に係る38番の1件を、最後に審議することにし、それ以外の所有権移転に係る3件、賃借権設定に係る58件、使用賃借権設定に係る11件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の、賃借権設定に係る38番の1件を除く、それ以外の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定に係る38番の1件を除く、それ以外の所有権移転に係る3件、賃借権設定に係る58件、使用賃借権設定に係る11件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農用

地利用集積計画の決定について」の賃借権設定に係る３８番の１件を除く、それ以外の所有権移転に係る３件、賃借権設定に係る５８件、使用貸借権設定に係る１１件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る３８番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議長 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議長 これより、質疑に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、賃借権設定に係る３８番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の、賃借権設定に係る３８番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る３８番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議長 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議長 次に、報告第１号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第１号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第１号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和４年第３回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午前１１時５３分閉会）

- | | | |
|-------------|--------------|------|
| 11. 提出事項の顛末 | 議案第 1 号 | 許可決定 |
| | 議案第 2 号 | 許可決定 |
| | 議案第 3 号 | 承認決定 |
| | 議案第 4 号 | 承認決定 |
| 12. この会議の議案 | この議事録の末尾に綴る。 | |